

白沢久一著『公的扶助の諸（基本）問題 —英國貧民救済の公共性から社会扶助へ—』

(梓出版社, 1996年)

美 馬 孝 人

1

本書は、病弱な体をおして多方面で活躍しておられた白沢久一氏（北星学園大学教授）が、脳梗塞という大病にみまわれ、幸いにしていくらか体調を回復していた時に、周囲の者をハラハラさせながらごく短期間にまとめられたものである。大学では学生に対する教育を通して、福祉職場では職員達との現場措置改善の検討を通して、地域では自ら「道楽」と称して乳児保育園の経営を通して、文字通り「全身福祉家」として、白沢氏は福祉の人間化と福祉理論の構築に邁進してこられた。本書もまた氏が長年にわたって取組まれた公的扶助理論の深化と高度化という願いを込めて過去の論稿を利用しつつ書き下ろされたものである。若い頃から寸暇を惜しんで勉学に励まれた氏の持ち前の勤勉癖（病かな？）が、大病後ゆえの大学の負担軽減をよいことに一冊の本に具体的に実を結んだということであろう。

氏の人間社会に対する構想力は凡人の及びがたい豊かさであるため、作品の中には（日本語の思想表現上の限界を含めて）文章上うまく表現されているとは限らぬ難点をもつものがあるが、本書も取扱う範囲に比較して病後の理論的

持続力・注意力の衰えを感じさせる部分が多くあり、誤記脱字等があることを心に留めて読み進まなければならない。氏の研究歴や本書執筆の動機については、「はしがき」に感動的に語られている。

2

カール・ド・シェヴァイニツは古典的な“England Road to …”の序に、「この歴史的叙述は大部分 assistance 問題に係わるので、私は当初、本の題名を “relief の 6 世紀” としようと考えた」。しかし「この言葉は現在使われなくなっている、今日ではアメリカでもイギリスでも Assistance におきかえられている」と書いている。そして彼は、ヘンリー 8 世統治下 1536 年の法を「イギリスで最初に政府の保護下における包括的な救済制度をうちたてた」ものと見なし、この法成立の背景あたりから『社会保障への道』の叙述を始めている。

わが白沢氏もまた、本書第 1 章ではヘンリー 8 世の法成立に影響を与えた人物として J.L. Vives をとりあげ、その貧民処遇論の性格づけを試みている。Vives は社会有機体論者であり、封建制解体期における社会の安定化という観点から貧民処遇論を展開しているのであるが、「貧

民の労働への参加が彼の処遇の基本である」とする。Vives の注目すべき点は、「貧民は誰一人として飢えのために死すべきではない。……しかし食物の不足と仕事のつらさという苦しみを体得しなければならぬ」という思想を具体的に敷衍していることであるが、白沢氏はそこに、「今日的課題からみて近代的労働対策の各種の萌芽は全部出そろっており、きわめて総合的視点を持っている。その中心思想は自立して生活すべく職業人をめざしており、トマス・モアの『ユートピア』的労働者像にもつながって行く」(24ページ)と評価するのである。

3

白沢氏はブリティッシュ・ミュージアム資料を取寄せて、市民革命期から産業革命期にかけての各種多様な「貧民処遇論」を研究し、1980年代初めに研究ノートシリーズとして20冊弱を発表されたことがある。第2章から第5章までは、それらの研究成果を前提において二重革命期の「貧民処遇論」をごく簡単に性格づけたものであるが、門外漢が残念に思うのは、基軸的地位を占めていたはずの「エリザベス貧民法」の成立事情や、それと二重革命との関係についての叙述が省略されていることである。市民革命前後では貧民法の扱いに注意すべき較差ができるのではないかと予想するのであるが。

白沢氏は、この時期以降に乞食根性を脱して「勤労意欲」を身につけた労働主体が形成されて、やがて労働と生活の共同体を築きあげてゆくものと展望している。従ってこの時期の乞食禁止や労働強制という弾圧的諸立法を、そこへ至るための不可避的な過程として肯定的に位置づけ、特に J. Bellers の思想を重視する。Bel-

lers が勤労と教育によって労働可能者の拡大をはかり、合理的勤労によって労働不能者の生活をも十分に保持してゆく共同体を構想していたからである。

その後の農業生産物の商品化の進展とマニュファクチャの拡大によって、土地私有化と貨幣経済化が急速に進み、共同体雇用論は放棄され貧民の抑圧が前面に出てくることになるが、Bellers の思想を白沢氏は「①生活保障から雇用保障へ、②人間の全面発達（教育）への思想によって今後の展望を示唆していた」(51ページ)と評価するのである。

4

18世紀になると経済はますます資本主義的性格を濃厚にし、農民の土地からの分離は一層進んで賃労働が優勢的に展開するので、貧民の公的雇用の有効性は有名無実化していく。一般に、1722年の Knatchbull 法のもとにおいて貧困の自己責任論と貧困救済縮小論が優勢になる、と理解されていると思うが、白沢氏は Knatchbull 法においても「Workhouse の積極性の存在と否定的な救援阻止機能の存在とが併存して進行していたと思われる」(58ページ)と評価して、その後にも貧民雇用論が色々な形で復活していくことを紹介している。しかし氏が指摘しているように、勤労保障の理念は私有制の確立後、貧民怠惰論を媒介として Workhouse deterrence 論へと転化していくことも事実なのであるから、貧民雇用有効論と貧民抑圧政策の複雑な関係を解明していくことも今後の課題と思われる。

産業革命最中期の福祉理論家としては、友愛組合法化を推進した G. Rose や W. Pitt の貧

民法改革法案、そしてそれに関係する諸論者が紹介されている。宗教的人道主義の隆盛と自由放任論の定着によって、第2次戦争に敗れた英國は、結局、スピーナムランドの解決に一時しのぎを見出すことになるが、白沢氏はこの時代を、生活保障が「勤勉を壊すものという思想が拡大して」(116ページ)、ベンタムを介して劣等処遇論が出てくる時代と位置づけている。

Knatchbull 法と同様、この点もより整合的な理論化が要請されるところであるが、白沢氏の観点を敷衍するならば、Rose 法以後の労働者達の自主的共済制度の発展にもより多くの照明があてられてよかったと思う。

5

第6章・第7章は「福祉国家の成立期」とされて、Webb 夫妻と戦間期の具体的諸事件が扱われている。これ以後の部分は比較的読み易く、また広く紹介もされていることなのでコメントの必要もないが、白沢氏が從来から福祉思想における Webbs の重要性を強調し、特に “Prevention of Destitution” 研究の要を説いていることを指摘しておきたい。ちなみに氏は “Soviet Communism” 中の communism 批判 「叛逆罪の審理方法、指導者崇拜、正統主義固執の病弊、コミニテルン」は「今日からみるとまさに Webb 夫妻の批判の方が正しかった」(140ページ) と述べている。第7章の UAB から (AB) → NAB への発展過程は説得的である。

第8章以後は「第2次大戦後の福祉国家の形成と変化」とされ、福祉関連法案や国家扶助に関する諸規定が現場実践家らしく具体的にとりあげられている。第9章と第10章は労働党政権下での国家扶助の補足給付への変更と Social Assistance 構想を紹介している。国家扶助制度を真の意味の貧困克服策として充実し、より人間味のあるものとして受給の権利を確立することは、戦前から貧民法に反対してきた労働党政権の基調であった。1960年代の「貧困の再発見」の大きな部分は高齢者であったが、彼らは自尊心や権利性への無自覚、申請手続のわざらしさのために国家扶助受給の権利を放棄していた。ウィルソン政府は保険給付と扶助の差別をなくすために国民保険省と国家扶助局を統合して社会保障省とし、高齢者、大家族の所得を補足する趣旨で国家扶助を補足給付に改め、受給額の充実と権利化・容易化をはかった。第2次 ウィルソン政府下での Social Assistance 構想はポンド危機により挫折したが、上記理念を地域生活の中で生かそうとしていたのである。

サッチャーフィールド政府下での社会保障改革は第11章で詳細に解説され、当然否定的評価が下されているが、そのような中においてさえ、イギリスでは「進歩的伝統は守られ、…コミュニティ・ケア促進給付金等の多様な対策の拡大」(248ページ) がみられる。白沢氏がイギリスに注目するのは、資料の豊富さのゆえではなく、社会福祉の充実発展に不可欠な逆境の中におけるこのしぶとさのゆえなのである。

(みま・たかと 北海学園大学教授)